

三十五 第56条《特定都市鉄道整備準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(整備事業計画が2以上ある場合の特定都市鉄道整備準備金の取崩しの計算)</p> <p>56 - 2措置法第56条第2項から第4項まで又は第5項第1号..... </p> <p>(積立限度超過額の認容)</p> <p>56 - 3措置法第56条第3項又は第4項.....<u>同条第5項第4号</u>.....</p> <p>(青色申告を取り消された場合等の特定都市鉄道整備準備金)</p> <p>56 - 4旧準備金勘定を有する法人が解散(合併により解散した場合を除く。)...措置法令第32条の4第4項.....措置法第56条第3項から第5項まで.....措置法令第32条の4第5項..... </p> <p style="text-align: right;">(廃止)</p>	<p>(整備事業計画が2以上ある場合の特定都市鉄道整備準備金の取崩しの計算)</p> <p>56 - 2措置法第56条第2項、第3項又は第4項第1号若しくは第2号.....</p> <p>(積立限度超過額の認容)</p> <p>56 - 3措置法第56条第3項又は第4項第1号.....<u>同条第4項第4号</u>.....</p> <p>(青色申告を取り消された場合等の特定都市鉄道整備準備金)</p> <p>56 - 4旧準備金勘定を有する法人が解散.....<u>同令第32条の4第3項</u>.....措置法第56条第3項又は第4項.....<u>同令第32条の4第4項</u>.....</p> <p>(合併により引き継いだ特定都市鉄道整備準備金勘定の益金算入額の計算)</p> <p>56 - 5 法人が合併により消滅した場合において、その合併の日における当該被合併法人の特定都市鉄道整備準備金勘定の金額で合併法人に引き継がれたもの(以下「承継した準備金勘定の金額」という。)についての措置法第56条第3項又は第4項の規定の適用については、合併法人がその承継した準備金勘定の金額を、当該金額に対応する被合併法人の合併の日における特定都</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃 止)</p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の均分取崩し) 56 - 5 措置法第56条第3項の規定による特定都市鉄道整備準備金の均分取崩しについては、55 - 7の2の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>	<p>市鉄道整備準備金勘定の金額のその積立てをした事業年度別に区分した各金額に対応する部分の金額ごとに、当該区分した各金額に係る被合併法人の事業年度終了の日を含む合併法人の事業年度において積み立てたものとみなして取り扱うものとする。この場合において、合併法人の合併の日を含む事業年度終了の日が当該合併の日後であるときにおける当該合併法人の当該事業年度については、当該事業年度終了の日における特定都市鉄道整備準備金勘定の金額のうち承継した準備金勘定の金額に相当する部分の金額につき、当該事業年度開始の日から当該合併の日までの期間及び同日から当該事業年度終了の日までの期間をそれぞれ1事業年度とみなして前段の取扱いを適用するものとする。</p> <p>(合併による解散の場合の益金算入)</p> <p>56 - 6 青色申告書を提出する法人で特定都市鉄道整備準備金勘定を設けているものが合併により解散した場合には、合併法人に引き継がれた特定都市鉄道整備準備金勘定の金額は、被合併法人の合併の日を含む事業年度の益金の額に算入しないのであるが、青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告による申告をやめた法人で特定都市鉄道整備準備金勘定を設けているものが合併により解散した場合には、その合併の日における特定都市鉄道整備準備金勘定の金額は、被合併法人の合併の日を含む事業年度の益金の額に算入しなければならないことに留意する。</p> <p>(新 設)</p>